

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、新しい技術や新しいビジネスモデルにより急成長を目指すベンチャー企業の県内での成長・定着を促進するため、IT、アグリやバイオ等の最先端技術分野において、優れた技術や高度で専門的な知識を有する創業間もないベンチャー企業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その補助金の交付にあたっては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、(1)及び(2)から(4)のいずれかを満たす者とする。

(1) 申請時点において県税を滞納していないこと

(2) 平成30年度及び令和元年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金の交付を受けた者

(3) 次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であって、茨城県ベンチャー企業支援事業（以下「補助事業」という。）の審査委員会において選定された者

ア IT、アグリやバイオ等の最先端技術分野において、優れた技術や高度で専門的な知識を有する創業5年以内のベンチャー企業（令和2年度に創業を具体的に計画している者を含む。）

イ 令和2年5月21日以降令和3年2月28日までに、次のいずれかを予定している者

(ア) 県内に新たにオフィスを開設

(イ) 県内でのオフィスの転居

(ウ) 県内でのオフィスの拡張

ウ 補助事業終了後も、引き続き、県内で事業活動を継続する予定である者

(4) その他、上記(2)及び(3)に準じるもので、本県産業の振興に資するものとして審査委員会において選定された者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県内におけるオフィスの賃料（消費税、共益費、敷金、保証金等を除く。）とする。また、拡張の場合は、拡張部分の賃料を補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の公的な補助金や助成金を支給された場合は、当該費用を控除した額を補助対象経費とする。ただし、中小企業庁の家賃支援給付金給付規程に定める家賃支援給付金については、この限りではない。

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の補助額は、補助対象経費の2分の1以内又は240万円（1月あたり20万円を上限とする。）のいずれか低い額（千円未満切り捨て）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1

号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げをするときは、補助金交付申請の取下げ書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(計画の変更等の承認)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合(補助対象となるオフィスの変更を含む。)は、あらかじめ変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により変更承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面(様式第6号)により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業者の名称等(名称、代表者名)を変更したときは、変更届(様式第7号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業遂行中に知事から進捗状況等について報告を求められた場合には、補助事業遂行状況報告書(様式第8号)を速やかに提出しなければならない。

(交付時期)

第11条 この補助金は、補助事業が完了したときに全額を交付する。

2 前項のほか、知事は、補助事業者が補助金の交付対象となる経費を明らかにできる場合に限って、四半期又は半期毎の交付もできるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定に基づく交付を受けようとする補助事業者は、当該四半期又は半期の末日から起算して30日を経過した日までに、補助金実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 規則及びこの要項の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(その他必要な事項)

第16条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項の改正は令和2年9月11日から施行し、同年7月14日から適用する。

付 則

この要項の改正は令和2年12月11日から施行する。

茨城県知事 殿

申請者	住所	〒
	名称	
	代表者	
連絡先	担当者	
	TEL	

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付申請書

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金を交付されたく、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第4条及び令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付要項第5条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額等

補助事業に要する経費	円
補助の対象となる経費	円
補助金交付申請額	円

2 補助事業の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

3 補助事業の内容、経費の算出根拠等

別紙事業計画書のとおり

4 補助金受領の方法

口座振替払い

金融機関名・支店名		
口座種別・口座番号	当座・普通	
フリガナ 口座名義		

事業計画書

1 申請者の概要

(1) 申請者の概要, 連絡先等

(フリガナ)			
申請者名			
申請者所在地		〒	
(フリガナ)		電話番号	
代表者役職・氏名		FAX 番号	
e-mail			
URL			
分野(業種)			
設立年月日		資本金	
従業員数	会社全体	現在 (/) ※継続補助の場合: 転居前	正社員 () 人 + パート・臨時 () 人 = () 人 ※うち, 雇用保険適用者 () 人
		開設・転居等後 ※継続補助の場合: 現在 (/)	正社員 () 人 + パート・臨時 () 人 = () 人 ※うち, 雇用保険適用者 () 人
	開設オフィス	現在 (/) ※継続補助の場合: 転居前	正社員 () 人 + パート・臨時 () 人 = () 人 ※うち, 雇用保険適用者 () 人
		開設・転居等後 ※継続補助の場合: 現在 (/)	正社員 () 人 + パート・臨時 () 人 = () 人 ※うち, 雇用保険適用者 () 人

※備考 個人の場合は, 「本社所在地」の欄, 「代表者役職・氏名」の欄及び「設立年月日」の欄にそれぞれ「住所」, 「氏名」及び「開業年月日」を記入してください。

(2) 沿革及び経歴

◇沿革 (設立から現在までの事業所の設置, 商号変更, 業務提携, 資本金の推移等。個人の場合は, 職歴)	
年 月	内 容
◇代表者の経歴 (社名・部署名, 資格等)	
◇所属する技術者及び研究者の経歴 (社名・部署名, 専攻, 資格等) ※在籍する場合	
氏 名	経 歴

(3) 事業内容

※ 審査の視点（事業の新規性・優位性，実現可能性・市場性・成長性，継続性・発展性，本補助金の必要性・成長の展望）を考慮して具体的に記載してください。

(4) その他

◇知的財産権の取得状況（特許（出願）番号も記入）

--

◇資金調達実績

年 月	調 達 額	調達元（ベンチャーキャピタル・事業会社）

◇各種受賞歴

年 月	表彰団体	受 賞 名	受 賞 内 容

2 開設・転居等を行うオフィスについて

現在のオフィス (転居前のオフィス)	賃料	面積	住所 (建物の名称)	
	月額 円	m ²		
開設・転居等 後のオフィス	賃料	面積	住所 (建物の名称)	
	月額 円	m ²		
	月額 円	m ²		
	月額 円	m ²		
	開設・転居等(予定)日	開設・転居等の理由 (事業環境の質的向上の内容)		
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
他の補助金等の状況	補助金等の実施機関	補助金等の名称		
	交付期間	交付予定額		
	補助金等の用途			

※備考 賃料は、消費税、共益費、敷金、保証金等を除く。

3 補助金の申請額について

申請予定額	円
-------	---

◇申請予定額の積算内訳

(単位：円)

	賃料 (A)	他の補助金等 (B)	申請額 (A - B) × 1/2
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

※備考 賃料は、消費税、共益費、敷金、保証金等を除く。申請額は、千円未満切り捨て。

4 収支計画 (会社全体)

(単位：千円)

項 目		年 月 期	年 月 期	年 月 期
売 上 高	単 価			
	数 量			
売 上 高 計 (A)				
売上原価	商品仕入			
	原材料費			
	外注加工費			
売 上 原 価 計 (B)				
売 上 総 利 益 (C) = (A) - (B)				
販売・ 一般 管理 費	人 件 費	給与手当等		
	経 費	①賃借費		
		②光熱費		
		③通信費		
		④広告宣伝費		
		⑤研究開発費		
		⑥減価償却費		
		⑦その他		
販売・一般管理費の計 (D)				
営 業 利 益 (E) = (C) - (D)				
営 業 外 利 益 (F)				
営 業 外 費 用 (G)				
経 常 利 益 (H) = (E) + (F) - (G)				
法 人 税 等 (I) = (H) × 45%				
当 期 利 益 (J) = (H) - (I)				

※備考 向こう3年間の計画について記入してください。

5 資金繰表（会社全体）

（単位：千円）

項目 / 月別		月	月	月	月	月	月
前月繰越高							
経常収入	売上現金収入						
	受取手形期日入金						
	受取手形割引						
	その他収入						
経常収入計（A）							
経常支出	仕入現金支払						
	支払手形決済						
	人件費						
	その他諸経費						
	支払利息割引料						
	その他支出						
経常支出計（B）							
経常収支過不足 （C）=（A）-（B）							
経常外収入	短期借入金						
	長期借入金						
	増資・社債発行						
	その他収入						
経常外収入計（D）							
経常外支出	短期借入金返済						
	長期借入金返済						
	設備費支払						
	その他支出						
経常外支出計（E）							
経常外収支過不足 （F）=（D）-（E）							
総合収支過不足 （G）=（C）+（F）							
翌月繰越高							

※備考1 向こう6か月間の計画について記入してください。

2 最初の月の繰越高については、自己資金を記入してください。

6 添付書類

(1) 確定申告書の写し

※未決算の法人及び個人事業者、創業予定者の場合は、源泉徴収票（源泉徴収票の代わりに税務署発行の納税証明書（その2）でも可）

(2) 法人登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書。発行後3か月以内のもの。）又は、開業届の写し

※昨年度補助対象として採択された者は不要

(3) 納税について証する書類

※なお、県税事務所に徴収猶予の申請を行っている場合等は、その事実が確認できる書類を添付願います。

ア 法人の場合

法人事業税及び法人県民税の納税証明書（県税事務所発行）

イ 個人事業者で事業税が課税対象の場合

個人事業税の納税証明書（県税事務所発行）及び住民税納税証明書（市町村発行）

ウ 事業税が非課税の場合（未決算の法人，個人事業者，創業予定者）

所得税納税証明書（その3）（税務署発行）及び住民税納税証明書（市町村発行）

(4) 賃料の額が確認できる書類

ア 新たにオフィスを開設する場合

家賃の契約額がわかる書類

イ オフィスを転居する場合


転居前，転居後それぞれの面積及び家賃（消費税，共益費及び光熱費を除く）の額がわかる書類

ウ オフィスの拡張の場合

拡張前，拡張後それぞれの面積及び家賃（消費税，共益費及び光熱費を除く）の額がわかる書類

(5) 振込先口座を確認できる書類（通帳表紙の写し等）

（申請者） 殿

茨城県知事 

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第8条第1項の規定に基づく補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に交付要項第4条の規定により算出した補助額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
- 4 オフィスの開設・転居等の完了後は、令和 年 月 日（完了後14日以内）までに、次の書類を提出してください。
期日までに提出がない場合は、採択を取り消す場合があります。
（1）賃貸借契約書の写し
（2）創業又は他都道府県等から移転した法人にあっては、法人登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書）又は、県税事務所に提出した開業等届出書の写し（県税事務所の受付印があるもの）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付申請の取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金の申請について、
令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付要項第7条の規定に基づき、下記の事由により申請を取り下げます。

記

取り下げる事由

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金の事業内容を下記のとおり変更したいので、令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付要項第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更の理由

3 変更前後の補助対象経費等

(単位：円)

変 更 前			変 更 後		
補助事業に 要する経費	補 助 対 象 経 費	補 助 金 額	補助事業に 要する経費	補 助 対 象 経 費	補 助 金 額

4 添付書類

変更内容が確認できる書類（変更前後それぞれの契約書の写し 等）

（申請者） 殿

茨城県知事 印

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金変更承認通知書（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金に係る事業内容の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 変更承認（変更交付決定）する内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額については、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金交付の条件等については上記のほか、令和 年 月 日付け 第 号に記載のとおりとする。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る事業を中止（廃止）したいので、令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付要項第9条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 事業の遂行状況 (単位：円)

計 画		事 業 遂 行 状 況			備 考
事業費	県補助金	事業費	県補助金	事業の現況	

3 中止の期間（廃止の時期）

4 事業実施の見通し（中止の場合）

(注) 中止（廃止）の理由を明らかにできる証拠書類があれば添付すること。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金補助事業者の名称等変更届

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る事業について、下記のとおり補助事業者の名称等に変更があったので令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付要項第9条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業者の名称等の変更の内容
- 2 補助事業者の名称等の変更の理由
- 3 添付書類
法人登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書。名称変更以降のもの。）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る事業の遂行状況について、令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付要項第10条の規定に基づき報告します。

記

事業の遂行状況等（令和 年 月 日現在）

事業遂行状況 （オフィスの開設・ 転居等の状況）	
補助金交付決定	令和 年 月 日 円
補助対象経費に係る 支出済額	円
開設・転居等年月日	令和 年 月 日

◇支出済額の積算内訳

（単位：円）

	賃料（A）	他の補助金等（B）	支出済額（A－B）
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

※備考 賃料は、消費税、共益費、敷金、保証金等を除く。

茨城県知事 殿

申請者

令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助金に係る事業について、令和2年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金交付要項第12条第1項又は同条第2項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

補助金交付決定額	円
補助事業に要した経費	円
補助対象経費	円
精算額	円
既交付額（※）	円

（※）四半期又は半期の交付を既に受けた場合に、その合計額を記載

2 補助事業の実績及び経費の配分
別紙（補助事業実施結果報告書）のとおり

3 添付書類

- （1）賃貸借契約書の写し（未提出の場合）
- （2）支出したことが分かる書類（領収書の写し等）
- （3）振込先口座を確認できる書類（通帳表紙の写し等）
- （4）その他知事が必要と認める書類

別紙

補助事業実施結果報告書 (全期分・ 年 月 期分)

1 開設・転居等を行ったオフィスについて

現在のオフィス (転居前のオフィス)	賃料	面積	住所 (建物の名称)
	月額 円	m ²	
開設・転居等 後のオフィス	賃料	面積	住所 (建物の名称)
	月額 円	m ²	
	月額 円	m ²	
	月額 円	m ²	
	開設・転居等実施日	開設・転居等の理由 (事業環境の質的向上の内容)	
	令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		
他の補助金等の状況	補助金等の実施機関	補助金等の名称	
	交付期間	交付額	
	補助金等の用途		

※備考 賃料は、消費税、共益費、敷金、保証金等を除く。

3 補助金の額について

補助金の額	円
-------	---

◇支出済額(補助額)の積算内訳

(単位:円)

	賃料 (A)	他の補助金等 (B)	申請額 (A - B) × 1/2
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

※備考 賃料は、消費税、共益費、敷金、保証金等を除く。申請額は、千円未満切り捨て。

（申請者） 殿

茨城県知事



令和 2 年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった令和 2 年度茨城県ベンチャー企業支援事業補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |